

特定共同事業に関する規程（日弁連規程、平成 6 年 1 1 月 2 2 日会規第 3 5 号、改正平成 7 年 5 月 2 6 日、同 1 0 年 9 月 3 日）

2002.7.12日弁連国際室

	特定共同事業の目的内			特定共同事業の目的外	
	法律事務		その他の業務 (事務所運営、公共的活動等)	法律事務	その他の業務 (事務所運営、公共的活動等)
	外弁の職務範囲内	外弁の職務範囲外			
日弁連規程	「不当な関与」不可（5条2項） 「共同受任」可（2条3項）	「不当な関与」不可（5条2項） 「補助」可（2条4項）	「不当な関与」不可（5条2項）	「関与」不可（5条1項） 「補助」可(但しスポット)	「関与」不可（5条1項） 「補助」可(但しスポット)

外弁法	「不当な関与」不可（49条の2第3項）	取扱禁止（4条） 「不当な関与」不可（49条の2第3項）	「不当な関与」不可（49条の2第3項）	取扱禁止（4条） 「不当な関与」不可（49条の2第3項？、同条項は特定共同事業目的内のみを規律しているとの考え方もありうる。）	「不当な関与」不可（49条の2第3項？、同条項は特定共同事業目的内のみを規律しているとの考え方もありうる。）
-----	---------------------	---------------------------------	---------------------	--	--

[注釈]

特定共同事業の「目的」内の法律事務か否かは、外弁法49条の2第1項で律せられる。

同項1号は「外国において効力を有し、又は有した法に関する知識を必要とする法律事務」と定め外国法案件、2号は外国居住者・外国団体・外国会社案件、3号は外資系会社案件を目的内とする。

「法律事務」とは、「鑑定、代理、仲裁若しくは和解」（弁護士法72条）ほか「法律上の効果を発生変更する事項の処理」（東京高判昭39.9.27高裁刑集17.6.597）。

外弁の「職務」範囲内の法律事務かどうかは、外弁法3条で律せられる。同法4条は職務外法律事務の取扱を禁止。

「その他の業務」とは、「事務所の経営に関する業務、公共的活動等」（1994年日弁連臨時総会議案書提案理由22頁）。

規程5条は、外弁法外弁法49条の2第3項を具体化（提案理由22頁）。

規程5条2項は、目的内業務について不当関与を禁止。「必要な関与は当然許される。・・・相手方事務所の人事問題などに関与することは不当な関与」（提案理由22頁）。

規程5条1項は、目的外業務について「干渉することはここにいう関与であって禁止」（提案理由22頁）。

「補助」について、規程2条4項は、目的内の外弁職務範囲外事務について外弁は「弁護士の指示に基づいて、当該法律事務を補助」とできると定める。

同提案理由は「この場合、法律事務は弁護士のみが受任し、外弁の補助を受けて遂行する関係にある」とする（提案理由21頁）。

なお、戸田・堺（当時法務省司法法制調査部）論文（NBL551号（1994）38頁）は、「法律事務に付随する事務」ないし「法律事務を補助する事務」として、

「弁護士と依頼者との間のコミュニケーションを円滑にするための通訳または通訳類似の事務」、「弁護士が作成した外国語による契約書等の書類の校正」

「弁護士の責任の下に契約書等のドラフトを作成」、「関係の法令や判例を検索」、「参考となる法律文献・雑誌を集めること等」をあげる。

[コメント]

日弁連規程5条1項は、目的外事務・業務には「関与」はありえないとの考え方から「関与」との語を使用したもの。

しかし、この領域についても、（継続的な「共同事業」ではなく）単発的な（スポット）契約にもとづく、「補助」はありうる。

外弁法49条の2第3項の「不当な関与」を禁ずる対象には、（1）外弁職務範囲内のものも（2）外のものも、（3）（解釈によっては）特定共同事業目的外のものも含まれると思われる。

（外弁法との関係については、日弁連調査室との協議未了です。）